

事務連絡  
令和6年1月31日

地方厚生（支）局  
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長

### 確定拠出年金Q&Aの改定について

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）の一部の施行に伴い、確定拠出年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第20号）が令和6年1月29日及び令和6年2月1日より施行されること等を踏まえ、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金Q&A」について、別添のとおり改定し、別添1を本日より、別添2を令和6年2月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金Q&A 新旧対照表

別添1

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
148-34	個人別管理資産額の通知	規則 21 条 2 項 1 号イ及びロについて、 ①イは、個人別管理資産等が記載された PDF ファイルなどをメールにより送信する方法 ②ロは、運営管理機関のホームページに加入者がアクセスし、個人別管理資産等が記載された PDF ファイルなどをダウンロードして確認する方法を想定しているのか。	①イについては、電子メールなどで加入者のパソコン等に電磁的記録を送信する方法 ②ロについては、運営管理機関のホームページに電磁的記録を掲載し、それを加入者等がダウンロードできる状態に置く方法となる。 いずれにせよ、「 <u>個人情報保護に関する法律</u> <u>についてのガイドライン</u> (通則編)」(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号) 及び「 <u>私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置</u> 」(平成 29 年厚生労働省告示第 211 号) に沿って、実施する必要がある。	法 27 条	148-34	個人別管理資産額の通知	規則 21 条 3 項 1 号イ及びロについて、 ①イは、個人別管理資産等が記載された PDF ファイルなどをメールにより送信する方法 ②ロは、運営管理機関のホームページに加入者がアクセスし、個人別管理資産等が記載された PDF ファイルなどをダウンロードして確認する方法を想定しているのか。	①イについては、電子メールなどで加入者のパソコン等に電磁的記録を送信する方法 ②ロについては、運営管理機関のホームページに電磁的記録を掲載し、それを加入者等がダウンロードできる状態に置く方法となる。 いずれにせよ、「 <u>私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン</u> 」(平成 28 年厚生労働省告示第 290 号) に沿って、実施する必要がある。	法 27 条

確定拠出年金Q&A 新旧対照表

別添2

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
100	〃	運営管理機関は、確定拠出年金版の勧誘方針を既に定め公表している <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律上の勧誘方針</u> と同一のものとする場合、(1)新たにそれを定める必要があるのか、(2)新たにそれを（ <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律上の勧誘方針</u> と並べて同じものを2つ）公表する必要があるのか。	(1)運営管理機関側で社内手続きを経て定める必要がある。 (2)原則として必要。	〃	100	〃	運営管理機関は、確定拠出年金版の勧誘方針を既に定め公表している <u>金融サービスの提供に関する法律上の勧誘方針</u> と同一のものとする場合、(1)新たにそれを定める必要があるのか、(2)新たにそれを（ <u>金融商品販売法上の勧誘方針</u> と並べて同じものを2つ）公表する必要があるのか。	(1)運営管理機関側で社内手続きを経て定める必要がある。 (2)原則として必要。	〃